

学校が守るべきいのち

豊橋市立章南中学校浜名湖カッターボート転覆事故3年間の記録

監修・小林修弁護士 菊地令比等弁護士

作成：Kana smile 編集委員会

共同代表 西野友章 西野光美

はじめに

はじめに

『班の子の知らないことを知れてよかった。また、ちゃんとした夢を持っていたのですごいな、と思った。とても具体的な子もいて、おおーと思った。1人でもその夢になれたらいいです。そして、私の将来の夢は医者だ。私はたよられる医者になりたいなと思った。私はなんの夢にするかまよったが、すぐにかける子がいて夢が決まっていますすごいと思った。

夢があるっていい。

私はこの同級生の活やくを見たい。』

これは、事故の前夜に花菜が、自然体験学習のしおりに残していた言葉です。将来の夢について、みんなと一緒に語り合っ、それぞれの思いをしおりにつづりました。

2010年6月17日から19日の2泊3日間、豊橋市立章南中学校は正課の授業として、静岡県立三ケ日青年の家を利用して、自然体験学習を行いました。そのメインプログラムであるカッター訓練において、えい航中のカッターボートが転覆し、豊橋市立章南中学校の生徒、西野花菜(当時12)が水死しました。花菜は私たちの娘です。将来の夢を抱いて入った中学生生活は、わずか3カ月も経たないうちに閉ざされてしまいました。

なぜ娘はいのちを亡くさねばならなかったのか？

花菜に会えなくなって3年が経とうとしています。時間の経過で悲しみが小さくなるはずもなく、むしろ花菜のいない生活は、時折辛さを増して襲ってきます。おそらくこの悲しみは一生癒えることはないでしょう。もう二度と帰ってこないのなら、せめて花菜の生きていたことを忘れないでほしい、この悲劇を繰り返さないでほしいと、私たちは願うのみです。

そんな思いから、花菜と私たち家族に起きた事実をつまびらかにすることで、学校事故・事件の現実を伝え、子どものいのちを守るためにやるべきことを風化させないよう、この冊子を作成しました。

今、改めて事故当時の思いを振り返ると、私たち親は、大切な子どもを静岡県立三ケ日青年の家に預けたのではなく、学校に預けたはずだと、強く思っていました。学校が花菜を返してくれませんでした。「なぜ子どものいのちを預かっている学校は、いのちを守れなかったのか」「なぜ事故が起きたのか」「事故が起きても多くの方が助かっているのに、なぜ花菜は亡くなってしまったのか」「浜名湖の現場で先生方はどのように動いたのか」「静岡県側の対応と豊橋市の対応は大きく違うが、どうしてこの違いが発生するのか」様々な疑問が生まれました。しかし、事故から4カ月経っても学校や豊橋市教育委員会からは、事実関係についてなにも説明はありませんでした。

このままでは、花菜が学校現場で亡くなった原因をうやむやにされてしまう。そんな不安が時間と共に強くなりました。私たちがやらなければいけないことは、事実関係を多くの方々知ってもらい、「どこに問題があったのか」「誰にどんな責任があったのか」これを明らかにしなければならぬと思いました。

そして、「同じような事故を繰り返さないために、誰がどんなことをしなければならないのか」を明らかにすることで、花菜のいのちを活かしたい。

これが出発点でした。

私たちは、市民の方々に広く訴えかけながら、豊橋市議会に真相究明のご協力をお願いしました。しかし、具体的な事実関係は明らかにされませんでした。豊橋市教育委員会も章南中学校も定期的に私たちの自宅を訪れておりましたが、事故に関する説明はなく、責任を明らかにすることもありませんでした。そして、事故から半年が経ち、少しずつ事実関係が明らかになるにつれ、私たち遺族と豊橋市側の間では、事故に対する責任の考え方が、大きく違っていることが分かってきました。

本来、生徒のいのちは、学校が率先して守らなければいけないはずですが、この事故では、野外教育の場において、学校側が安全を確保する義務を専門家に任せてしまった結果、尊いいのちが奪われてしまいました。

にもかかわらず、豊橋市および豊橋市教育委員会は、預かった生徒を保護者に返せなくなったその責任について、「専門知識・技能を有しない学校側が、専門家の言を信じるのは当然」とし、また「学校側は十分に注意義務を果たしている」と主張しました。あの荒天の浜名湖で容易に危険を予知できる状況にあったにもかかわらず、「専門知識がないから、危険を想定できなかった」と言い切る豊橋市や豊橋市教育委員会に、自分たちが生徒のいのちを預かっている立場であることを理解させ、その誤った認識を正した上で、再発防止策を実施して頂かないと、花菜の死は活かされないと強く思いました。

結局、私たちは国土交通省の船舶事故調査報告書で明らかになった事実関係を基に、学校の過失、豊橋市の責任を認めさせるため民事訴訟を起こしました。

これは、その真相を追い求めた私たち遺族の3年間の記録です。

2013年5月

西野 友章

西野 光美



ハナミズキを花菜へ

はじめに.....P2

第1章・・・転覆事故の概要

(1) 浜名湖でカッターボート転覆事故が発生.....P6

- ・事故発生の概略
- ・カッター訓練の経過及び事故発生の状況
- ・私に入った「花菜の死」の連絡
- ・事故発生を伝える新聞報道

(2) 静岡県立三ヶ日青年の家(指定管理者:(株)小学館集英社プロダクション)の事故後の対応.....P20

- ・事故に対する取り組み
- ・運輸安全委員会の指摘

(3) 静岡県および静岡県教育委員会の事故後の対応.....P22

- ・明らかにされた事実と県教委のコメント
- ・静岡側に関する事故後の新聞報道

(4) 海難審判で明らかになったこと.....P28

- ・学校側にも転覆原因
- ・海難審判に関する新聞記事
- ・2回の審判を傍聴して

第2章・・・誰も事故の真相を教えてくれない

(1) 豊橋市教育委員会の事故後の対応.....P33

- ・事実関係を教えてくれない
- ・「校外学習(行事)の安全管理体制の整備に向けて」について

(2) 豊橋市立章南中学校の事故後の対応.....P37

- ・主体性の見えない中学校
- ・「花菜文庫」
- ・「豊橋・学校いのちの日」の取り組み

(3) 豊橋市の事故後の対応.....P40

- ・市長へ「要望書」提出
- ・「要望書」提出の新聞記事

(4) 真相究明を求める請願署名活動へ.....P46

- ・署名活動
- ・「転覆解明に署名を」新聞記事

- (5) 豊橋市議会の事故後の対応……………P48
 - ・「紹介議員」のお願いと市議会傍聴
 - ・市議会に「請願書」を提出
 - ・趣旨採択

第3章…事故から事件へ

- (1) 設置権者・豊橋市へ謝罪申入書提出……………P59
 - ・法的責任を明確に
 - ・「豊橋市に謝罪を求める」新聞記事
 - ・市長回答、明確な謝罪なし
- (2) 提訴へ……………P67
 - ・提訴への思い
 - ・「豊橋市の責任明確に」新聞記事
 - ・第一回口頭弁論、私たち遺族の主張
 - ・豊橋市の主張
 - ・「豊橋市 全面的に争う方針」新聞記事
- (3) 豊橋市と和解成立……………P77
 - ・和解条項、遺族の主張が全面的に認められる
 - ・和解成立の新聞記事

第4章…花菜へ……………P84

- ・母、光美の手紙
- ・同級生の思い、新聞記事より

第5章…安全な教育システムの構築に向けて……………P90

- ・本件から見る学校の危機管理
- ・和解条項で明らかとなった豊橋市の法的責任
- ・豊橋市立章南中学校の約束
- ・静岡県警の姿勢

おわりに……………P95

- 別紙1:訴状
- 別紙2:豊橋市和解調書
- 別紙3:出来事一覧

第1章…転覆事故の概要

(1) 浜名湖でカッターボート転覆事故が発生

・事故発生の概略

2010年6月17日から19日の2泊3日間、豊橋市立章南中学校の正課の授業として、静岡県立三ヶ日青年の家を利用して、自然体験学習が行われました。そのメインプログラムであるカッター訓練において、えい航中のカッターボートが転覆し、豊橋市立章南中学校の西野花菜(当時12)が水死しました。

この自然体験学習には、1年生在籍96名中2名が欠席し、94名が参加していました。引率教諭は計6名(校長1、1年担任4、養護教諭1)、18日13時20分から実施の「カッター訓練」には、上記教諭の他に2名の教諭が活動に加わっていました。



(写真：章南中学校より 出航前)

カッター訓練の当日、昼前からやや強い雨となり、12時02分に、大雨、雷、強風、波浪、洪水注意報が発令されていました。

事故発生当日の気象変化 (グラフ:運輸安全委員会「船舶事故調査報告書」より)



13時35分頃、校長および教諭は、各注意報の発令を把握しておらず、三ヶ日青年の家所員の実施可能の説明を受け、実施を承認し、カッター訓練が開始されました。

14時35分頃、所員から、カッターへの乗船、漕ぎ方、舵の取り方などの説明を受けた後、時折強い雨が降り、風速3~4m/sの中、A、B、C、D艇の順に4艇がハーバーを出港しました。

転覆したカッターボートC艇は、自主艇と称し、生徒18名と教諭2名のみが乗船し、所員は乗っていませんでした。



(写真：運輸安全委員会「船舶事故調査報告書」より

三ヶ日青年の家から見たハーバー)

14時55分頃、出港20分後には風向きが変わり、風の強さも増し、C艇では、船酔いの生徒が発生し、漕艇不能のまま風により北に流され始めました。

15時05分頃、C艇引率教諭はキャプテンに対し、船酔いの生徒が発生しており、漕艇が困難であることを無線で告げるとともに、レスキュー艇を要請しました。

15時10分頃、所長が操縦するレスキュー艇がC艇付近に到着しました。所長は自力でのハーバー帰港は困難であると判断し、ハーバーまでえい航することを決断しました。その時既に、湖面は白い波が立つなど荒れ始めていました。

15時15分頃、えい航が開始されたとき天候はさらに悪化し、風雨がかなり強くなっていました。所長がレスキュー艇を操作し、C艇の舵取りは、そのまま引率教諭が行っていました。



(写真：運輸安全委員会「船舶事故調査報告書」より えい航の様子)

第1章…転覆事故の概要

15時20分頃、えい航を開始して約5分後、C艇は転覆し、乗船者全員(生徒18名、教員2名)が落水し、そのうち10名程度の生徒と教諭1名が転覆して逆さまになったC艇内部に閉じ込められました。

キャプテンが119番通報(水難救助隊)を要請し、所長は湖に飛び込み、潜って船内を捜索しました。そして3名を救出した時点で、体力の限界となり、その後所長も生徒らとともに、転覆したC艇に登り、そこで救助を待ちました。



(写真：インターネットより 転覆したカッターボートによじ登る生徒ら)

17時51分頃、それから約2時間半が経ったころ、水難救助隊が行方不明者の「西野花菜」をC艇内部で、心肺停止の状態で見つけました。

18時34分頃、「西野花菜」が聖隷三方原病院に到着。

18時47分 「西野花菜」の死亡が確認されました。

(上記発生状況は、静岡県教育委員会作成の「カッターボート転覆事故調査報告書」より)



(西野花菜：小学校卒業式)

・カッター訓練の経過及び事故発生の状況

下表は、カッター訓練の経過及び事故発生の状況を所属別に表したものです。

時刻		気象データ		状況(経緯、経過)			
		天候	平均風速	章南中学校	三ヶ日青年の家	救助活動等	補足説明
6月17日	9時30分頃	晴		入所 生徒94名教員6名	入所式 オリエンテーション		章南中学校の利用者名簿は5月25日青年の家に提出されていた
	10時00分頃	晴		グランドゴルフ カニ釣り			
	13時30分頃	晴		ウォークラリー			
	19時30分頃	曇		翌日の活動内容打合せを実施	左記打合せ実施 ※カッター訓練は雨でも実施、雷が鳴ったら即中止		
18日	8時30分頃	曇	東南東 1.8m/s		職員打合		各利用団体の予定確認
	9時00分頃	曇		レクリエーション			
	10時00分頃	曇	南東 3.5m/s		他の事業の下見で所長と所員が洋上を水上バイクで移動		この時間帯の湖面は、風波とも穏やかであった。(所員談)
	11時30分頃	曇	東南東 3.5m/s	カッター訓練の実施について、所員に質問	左記回答●		●雨でも実施、注意報も発令されていない(インターネット気象情報サイトで確認)
	12時02分頃	雨	東南東 3.0m/s	大雨、雷、強風、波浪、洪水注意報発令			所員がインターネット気象情報サイトで確認
	12時10分頃	雨		昼食	注意報の発令を所長及び事務室内所員に周知		
	12時45分頃	時折強い雨	東 4.3m/s	応援の教員2名が三ヶ日青年の家に到着	キャプテンは、通常より早めに帰港するプランで実施することを所長につげ、所長はこれを了承		●風、波が強くなった場合の対応として距離を短縮 ※A艇の所員がキャプテンを務める
	13時00分頃	雨	東 2.3m/s	カッター訓練準備			乗船名簿は学校側で管理し、三ヶ日青年の家からは提出を求めている
	13時15分頃	雨		艇庫に集合			
	13時35分頃	雨	東 2.7m/s	カッター訓練開始	キャプテンが教員に対して指導を開始「吹流し」を示し、東に進路をとり、雷が鳴ったり、波が高くなったりした場合は帰港する旨を説明		目視により、4m程度の東風を確認している 注意報の発令を学校に対し伝えていない
	13時40分頃	雨	東 2.8m/s		生徒への指導開始 ・生徒の番号点呼 ・ライフジャケットの着用、落水時の姿勢		
	14時00分頃	雨	南南東 3.3m/s	ハーバーへ移動 カッターへ乗船、漕ぎ方、櫂の取扱と注意事項受講	ハーバーへ移動 カッターへ乗船、漕ぎ方、櫂の取扱と注意事項の指導		ハーバー内で、櫂の動きがそろうまで、練習を行う(約30分)
	14時35分頃	雨	南 3.7m/s	A艇(9m)、B艇(9m)は、所員1名、教員1名が各艇に乗船 C艇(7m)、D艇(7m)は、教員2名が各艇に乗船	浜名湖橋へ向けA艇を先頭に東へ進路をとった 目視風速3~4m/s 白波なし		※西野菜さんは、C艇最後列右内側に乗船 P29 C艇乗船状況図 参照
	14時35分頃	時系列図1	時折強い雨	A艇、B艇、C艇、D艇の順にハーバーを出港 進路東			気象データでは、南風であるが浜名湖洋上はこの時点でも東風であった(所員談)

※気象データは浜松市中区三組町「浜松特別地域気象観測所」で観測されたもの

[別表] カッター訓練の経過及び事故発生の状況(所属別)

※下記の時刻はおおよその時刻のため、実際の時刻とは多少前後している場合がある。

時刻	気象データ		状況(経緯、経過)			
	天候	平均風速	章南中学校	三ヶ日青年の家	救助活動等	補足説明
18日	14時55分頃	雨	南南東 2.7m/s	C艇、D艇は、指示された操船が即座にできずにいた	キャプテンが風向きの変化に気づき風上(南)に船首を向けるように各艇に無線で指示を送る 風が強まることを予測し、帰港することを決断	ホテルグリーンプラザ浜名湖(以下「グリーンプラザ」)沖合い500m付近 A艇及びB艇は船首を南に向けた
		天候急変		D艇が指示に従い船首を南に向けた	C艇、D艇に対し、無線で船首を風上に向けてよう指示し続ける	C艇は、船酔いの生徒が発生していたため、漕艇が十分にできず、船首を南に向けていけない状態
	15時05分頃	雨	南西 4.0m/s	C艇は漕艇不能の状態から改善できず、レスキュー艇を要請 C艇は、風により北へ流され続ける	C艇からの要請を受け、レスキュー艇の出動を青年の家に要請 ハーバー待機の所長及び所員1名が乗船したレスキュー艇が出動	レスキュー艇=23フィートFRP製プレジャーモーターボート
	15時10分頃	雨	南西 5.4m/s	B艇でも船酔いの生徒が発生	レスキュー艇がC艇に到着C艇の様子で、自力帰港は困難と判断し、曳航の実施を決断 レスキュー艇船尾とC艇船首をロープ(約20m)で繋ぐ B艇が錨泊開始	レスキュー艇船尾ロープ約10m、C艇船首ロープ約10mを結ぶ
	15時15分頃			C艇の曳航を開始	風上(南西)に向け曳航開始 所長が操艇、所員がC艇を監視	風向きを考慮し、ハーバーへの最短コースは不可能、遠回りする方法で帰港することを決定
	15時20分頃	雨	南西 6.1m/s	C艇転覆	生徒及び教員全てが落水、船内に生徒10名程度と教員1名、船外に生徒8名程度と教員1名の状態であった 船内に閉じ込められた生徒6名程度及び教員が船外へ脱出 C艇につかまっていた生徒達がC艇に登り始める 所長に船内に閉じ込められている者がいると生徒が告げる	C艇の転覆をキャプテンが青年の家に無線連絡 レスキュー艇から青年の家へ救助(119番)を要請するよう無線で指示 レスキュー艇の所員は、浮遊する生徒8名と教員2名をレスキュー艇に引上げる 所長が湖に飛び込みC艇につく。C艇に登った生徒に再び落水しないよう船をまたぐよう指示 船内に閉じ込められている旨を告げられた所長は、船内を捜索、3名の生徒を確認した。1名ずつ船外に救出し、C艇の上に登らせる

※気象データは浜松市中区三組町「浜松特別地域気象観測所」で観測されたもの

[別表] カッター訓練の経過及び事故発生の状況(所属別)

3/4

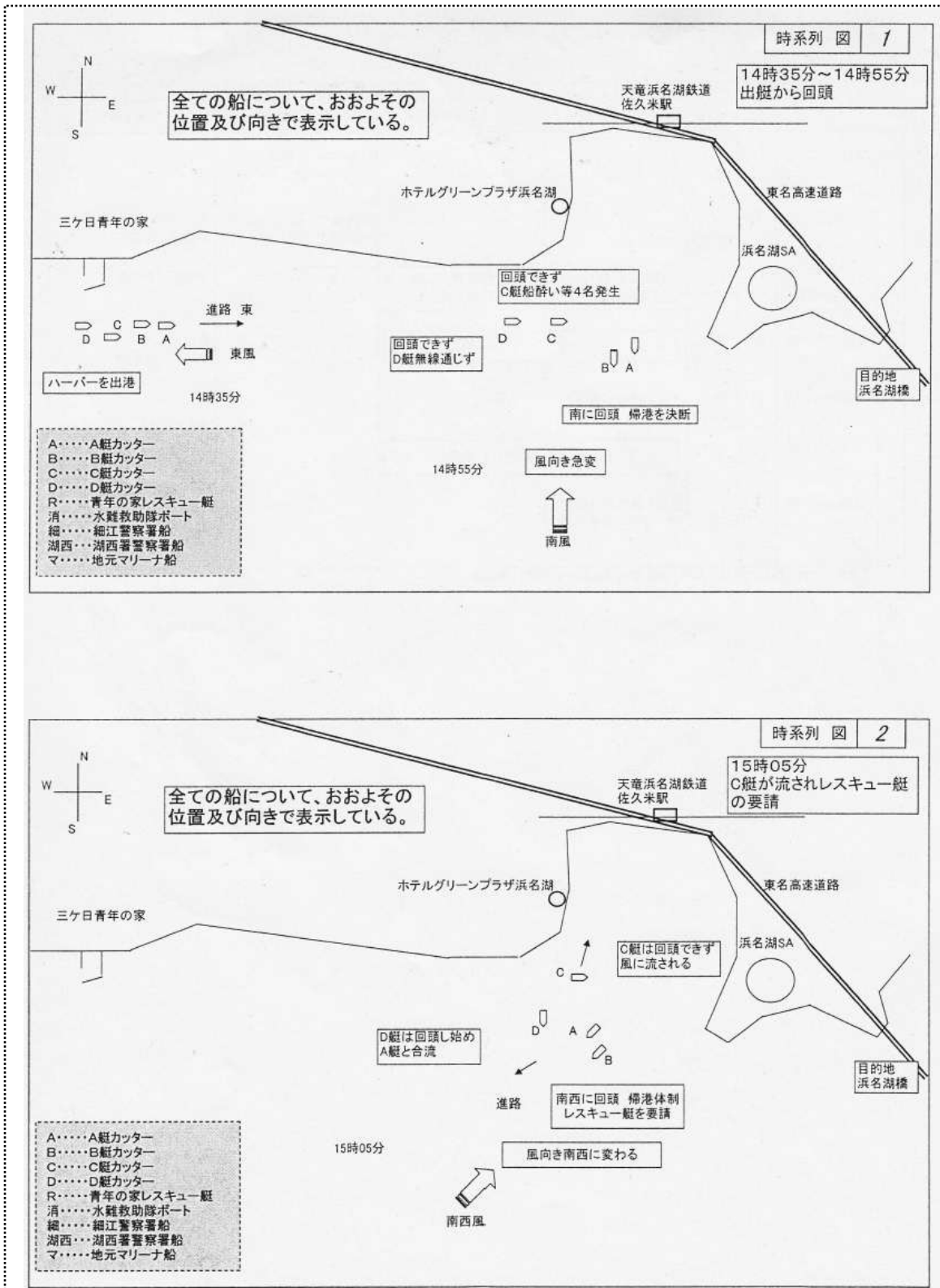
※下記の時刻はおおよその時刻のため、実際の時刻とは多少前後している場合がある。

時刻	気象データ		状況(経緯、経過)			
	天候	平均風速	章南中学校	三ヶ日青年の家	救助活動等	補足説明
15時31分頃	曇	南西 6.2m/s		青年の家から119番通報、水難救助を要請	消防署 水難救助隊、救急隊等が出動	15:33に目撃者(一般人)が110番通報
15時40分頃	曇	南西 6.4m/s			救急隊等がグリーンプラザ付近に到着	
15時48分頃			生徒9名がC艇上に乗った	所長もC艇上部に乗る		
時系列図7			レスキュー艇が、救助した生徒8名、教員2名を乗せハーバーへ向かう			
15時51分頃	雨	南西 6.4m/s			救急車がハーバーに到着	
16時00分頃	曇	南西 6.3m/s	レスキュー艇が青年の家ハーバーに到着		16:10 生徒8名、教員2名の体調チェックが救急隊により行われる(けが等なし)	
16時02分頃					水難救助隊がグリーンプラザ付近に到着	
16時08分頃					県警救助艇、地元マリナーの船が現地に到着 ドクターカーが現地到着	県警救助艇、地元マリナー艇は波が高いため、C艇に接近が困難
16時11分頃	曇	南西 6.1m/s		利用者名簿を消防隊員に渡す		※5月25日に提出された利用者名簿(乗船情報なし)
16時15分頃	曇	南西 6.1m/s	C艇上の生徒4名が水難救助隊ゴムボートにより救出される			
時系列図9				所長は「いない子がいるかもしれない」と水難救助隊員に告げた	「いない子がいるかもしれない」との情報を所長から得た	
16時38分頃	曇	南西 6.2m/s	教員がグリーンプラザ北側応急救護所へ到着(その後ホテルロビーへ移動)	利用者名簿を県警に渡す	人員確認を開始	※5月25日に提出された利用者名簿(乗船情報なし)
16時47分頃	曇	南西 5.2m/s	B艇が地元マリナーの船に曳航され、着岸		行方不明者1名との情報が流れはじめる	
16時53分頃			ゴムボートで救出された生徒4名がグリーンプラザに到着		乗船名簿を入手	
16時55分頃			B艇の生徒及び教員がホテルロビーに避難		水難救助用水上バイクが救助場所付近到着	
17時00分頃	曇	南西 4.3m/s	A艇が県警の船に曳航され、着岸			
時系列図10			A艇の生徒及び教員がホテルロビーに避難			
17時05分頃			C艇の上の生徒5名と所長が、地元マリナーの船に救出される		救急車で生徒4名を病院へ搬送(吐き気、悪寒等)	搬送先 聖隷三方原病院
			C艇の生徒5名がホテルロビーに避難	所長が再び地元マリナーの船でC艇に向かい、水難救助隊員にC艇の下を捜索してもらうよう依頼	水難救助用水上バイクによる捜索開始	
17時16分頃	雨	南西 5.2m/s	D艇が県警の船に曳航され、着岸			
			D艇の生徒及び教員がホテルロビーに避難			

※気象データは浜松市中区三組町「浜松特別地域気象観測所」で観測されたもの

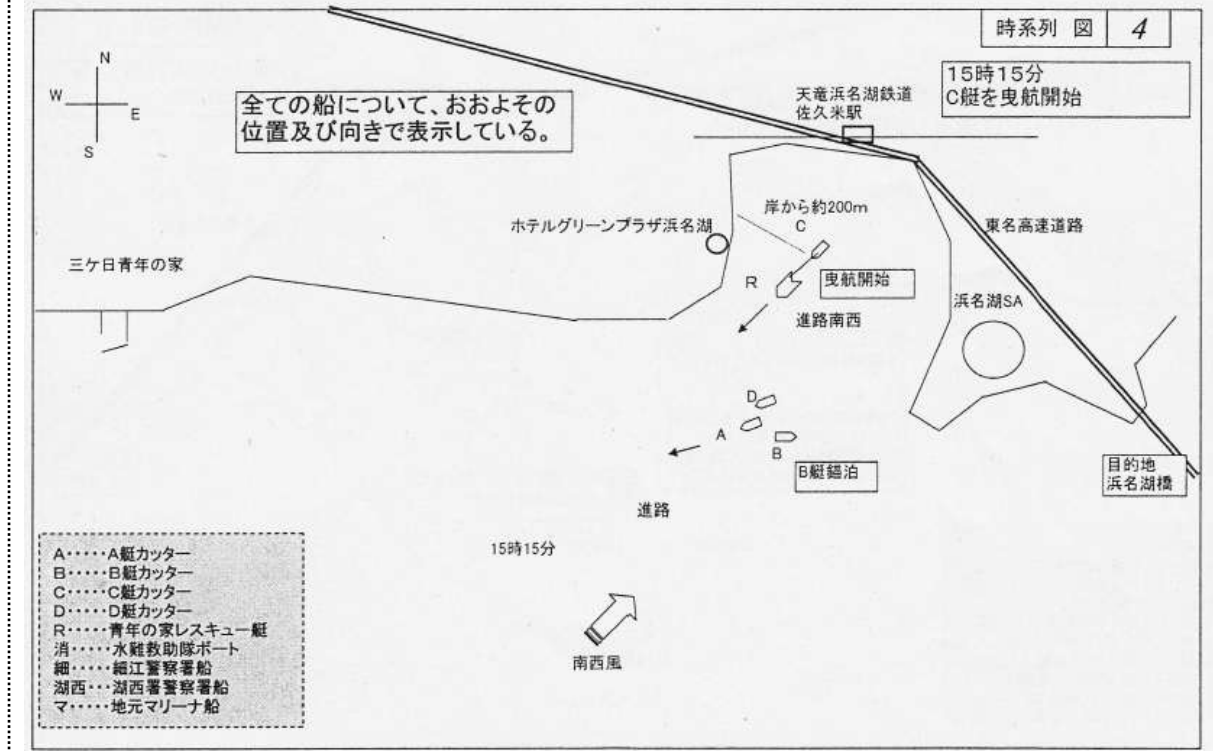
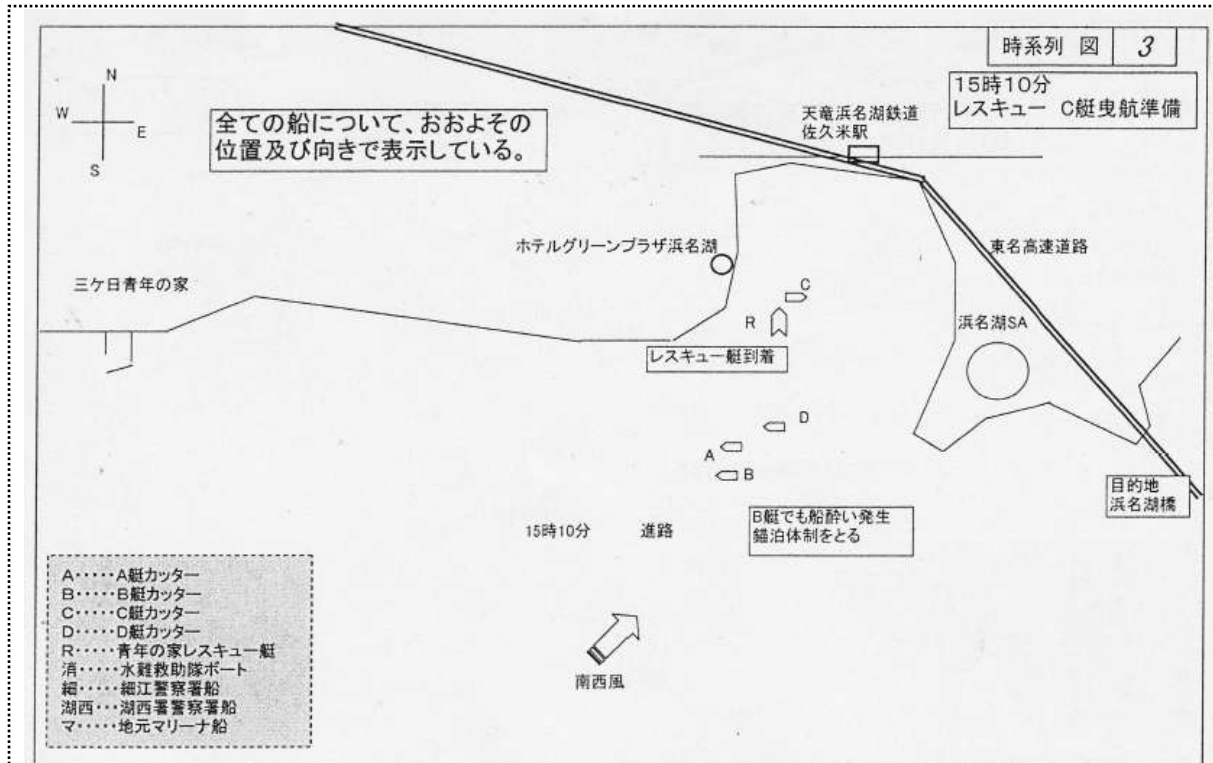
下図は、事故発生状況の時系列図です

・出艇からレスキュー艇の要請

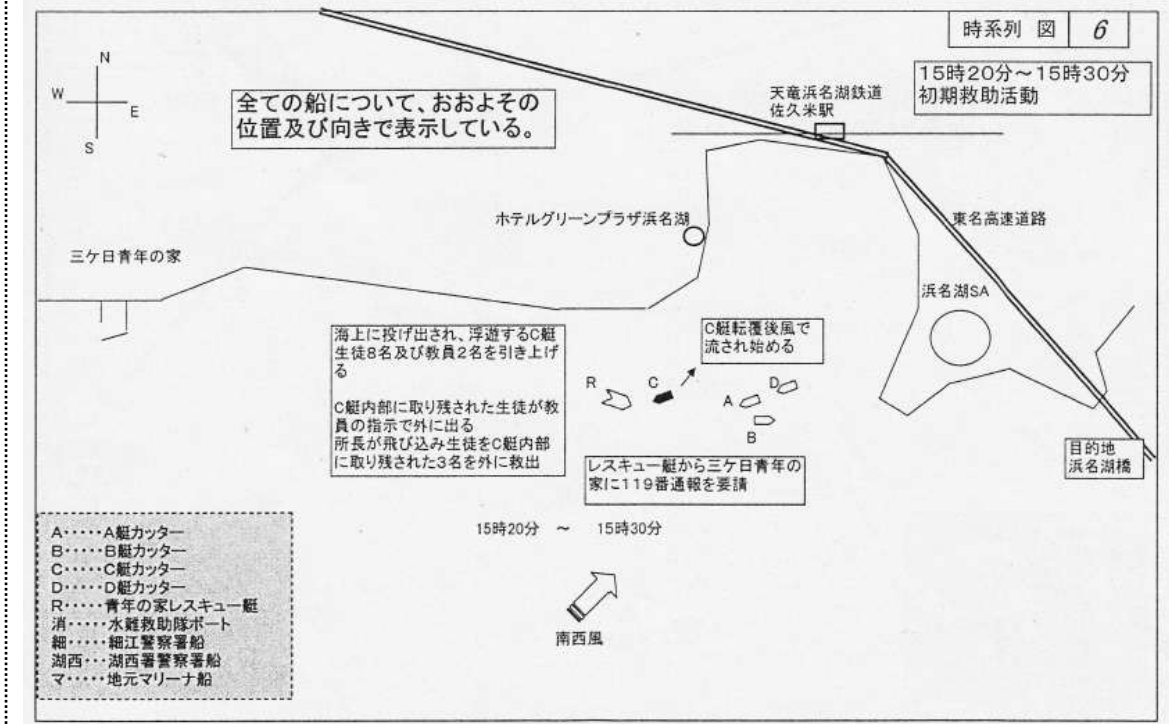
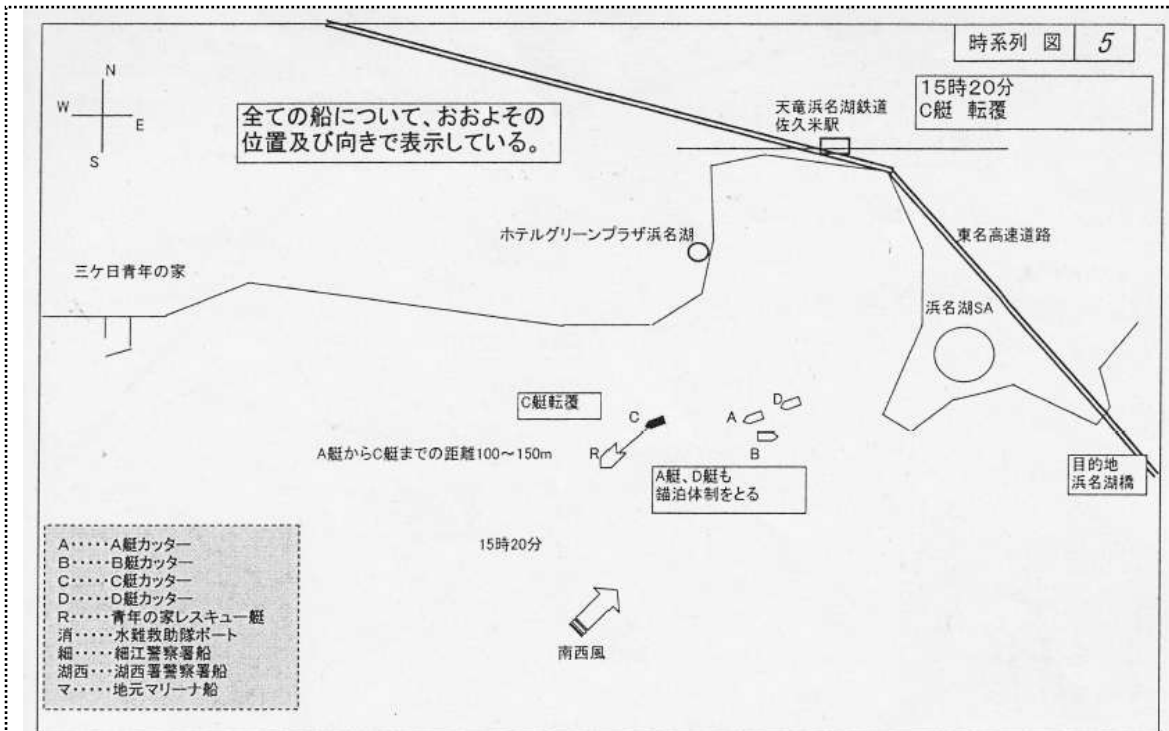


第1章…転覆事故の概要

・C艇えい航準備からえい航開始



・C艇転覆から初期救助活動



(上記の図表は、静岡県教育委員会作成「カッターボート転覆事故調査報告書」より引用)

・私に入った「花菜の死」の連絡

15時37分に校長より章南中学にいる教頭に第一報の連絡を入れています。その後、現地の消防から全員救助の連絡が入り、それを受けた教諭が教頭に伝え、そして保護者へ「全員無事救助」と一斉メールを送信しています。この一斉メールにより職場にいた私は、事故を知りました。私は急ぎ学校へ向いました。現地の消防から学校に「全員救助」の報が入ったことで、心配はしましたが先ずは「いのちは助かったのだ」と安堵しておりました。「それでも現地に子どもたちの姿を確認に行きましょう。」ということで、そこにいた保護者4人で「三ヶ日青年の家」に向けて車を走らせました。その車中で妻の光美から携帯で「花菜の死」を知らされました。光美は体が不自由なため、学校からの迎えの車を、まだ家で待っていました。光美へ花菜死亡の報を入れたのは現地の警察だったそうです。そのときのショックはことばに表せません。救助されて怯えている花菜の体を抱きしめようと向っていたのですから、「妻は嘘をついているのではないかと、信じることはできませんでした。「だって、いま全員救助って言ったじゃないか！」…頭の中は混乱していました。

以上が「浜名湖カッターボート転覆事故」の事故概要です。

・事故発生を伝える新聞報道

下記は、事故発生当時の新聞記事を参考にしました。



ボート転覆 中1死亡

豊橋の中学20人乗り 荒天下で体験学習

【2010年6月19日中日新聞参照】

18日午後3時半ごろ、浜松市北区三ケ日町佐久米の浜名湖で、愛知県豊橋市老津町の市立章南中学校(M校長)の1年生18人と教員2人が乗ったカッターボート(全長約7メートル、定員20人)が転覆、全員投げ出されました。地元消防などが救助しましたが、花菜(12)は搬送先の病院で死亡しました。ほかに生徒7人が病院に運ばれ、3人入院しましたが、いのちに別条はありませんでした。浜名湖周辺には昼過ぎから大雨洪水強風波浪雷の各注意報が出されていました。



静岡県警細江署などによりますと、同校の1年生96人は「自然体験学習」で17日朝から2泊3日の日程で、浜名湖近くの静岡県立三ケ日青年の家に滞在しており、事故当時はカッターボートをこぐ訓練中でした。

生徒らは4隻のボートに分かれ、教員6人と指導員3人が分乗。午後2時過ぎ、青年の家の南側から湖面へ出ました。転覆したボートは出航後、間もなく「生徒たちの船酔いがひどく自力でオールをこげない状態」(静岡県教育委員会)になり同施設の所長ら数人の職員が別の船で救助に向かいました。

花菜は転覆したボートの中に取り残され、午後5時50分ごろ、心肺停止の状態で見つかりました。県警は、ボートの訓練やえい航に問題がなかったかなど、業務上過失致死傷容疑などを視野に転覆時の状況などを調べています。

県教委によると、同施設では通常、警報が発令された場合はカッター訓練を「中止」、注意報の場合は「学校と協議の上、実施の是非を判断する」ことになっていました。注意報が出ていた中での訓練について所長は「出航時は東の風3～4メートルだった。訓練終了までに天候は大幅に悪化しない」と判断したといいます。

同署によると、転覆したボートには指導員が乗っておらず、男女1人ずつの教員が同乗していました。全員ライフジャケットを着けていました。県警の船舶や消防の水上ボートが約2時間にわたり救助活動を展開しました。

静岡地方気象台によると、浜松市内では午後3時半、11.2メートルの最大瞬間風速を記録しました。三ケ日町の午後3時半時点での雨量は0ミリでしたが、午前11時半から4時間では57.5ミリと強い雨が降りました。



楽しい自然教室 暗転

浜名湖中学生死亡

生徒ら悲鳴、次々湖に

【2010年6月19日読売新聞参照】

楽しいはずの湖上のボート教室が暗転しました。18日、浜名湖で起きた中学生らの乗ったボートの転覆事故。風雨で荒れる湖面に次々と投げ出される子どもたち、助けようとする人たち…。懸命の作業で19人は助けられましたが、1人の尊いのちは助かりませんでした。

事故を受けて、安倍徹県教育長は18日夜、県庁で記者会見し、「もう少し協議するなかでの判断が必要だった」と語りました。訓練の決行を判断した時は、現場付近は大雨、強風、波浪などの注意報が出されていましたが、学校側とも話し合っただけで決行を決めたといわれています。

しかし、訓練中に生徒が船酔いのためオールがこげなくなり、連絡を受けた県立三ヶ日青年の家の檀野清司所長らがモーターボートで救助に向かい、ボートにひもを付けて先導する途中でボートが転覆したといわれています。

宿泊していたホテルの部屋の窓から転覆の瞬間を目撃したという東京都八王子市、美容師は「4隻のボートのうち、右端のボートがモーターボートに引っ張られていた。ほかのボートからは、ジェットコースターから聞こえるような『キャー』という悲鳴が聞こえた。数分後、いきなりカッターボートが転覆して、子どもが湖に投げ出された」と話しています。

浜名湖沿岸でボートの貸し出しやイベントの運営などを行っている「浜名湖ボートクラブカナル」の柴田昌宏代表は、読売新聞の取材に「18日は午前11時頃まで天気は良かったが、正午過ぎから雨が降り始め、午後1時過ぎには土砂降りになった。風向きも東よりから南西向きに変わった」と話しています。浜名湖周辺では、南からの風が吹くと沿岸での波が高くなるという、事故現場は南からの風が吹くと風下になる場所だったといわれています。柴田代表は「天候がころころ変わるときは十分気を付けた方がよく、うちに来たお客も午後は釣りに出なかった。大きいモーターボートならともかく、手こぎボートの場合は、よほどの経験を積んだ人以外はボートを出さない方がよい」と話しました。

静岡県教育委員会は今年度から、県立三ヶ日青年の家を指定管理者制度の対象とし、「(株)小学館集英社プロダクション」に年間1億1000万円の3年契約で、管理・運営を委託しました。静岡県教育委員会によると、正職員8人、非常勤職員6人の計14人がいます。



事故当時の記事は、「大雨洪水強風波浪雷の各注意報が出ている日に、どうして訓練なんか行ったのか」が、第一の大きな疑問として取り上げられていました。「訓練を決行したのは誰か」に市民の関心が寄せられました。また新聞報道から、カッターボート転覆の原因は、えい航経験のない三ヶ日青年の家の所長が、えい航したことによるものだと捉えた市民は少なくなかったようです。市民の多くは、深い悲しみを共有してくださいましたが、修学旅行で交通事故にあった事例と同じ認識を持っていたように思います。豊橋市の教育行政のあり方を問題にする人は少なかったのではないのでしょうか。

この時点で、豊橋市自体が「豊橋市は、安全確認義務を果たしたのかどうか」という視点からの追究はなかったと思います。

この年(2010年)の10月、私は豊橋市に事故の原因究明を求める要望書を提出しましたが、豊橋市長はこの要望書に対して、定例記者会見で「『市として何が調べられるかな』という気がする」と述べ、「事件としては、静岡県警がやる。海難事故としては専門の人たちがやること」と否定的な認識を示しました。また教育現場での原因究明についても、教育委員会が教育委員会の中で調べていただくこと」と述べたと新聞が報じています。

学校で、子どものいのちを守ってくれる人は誰ですか。

どのように守ってくれるのでしょうか。

この疑問が心の底から静かに湧いてきました。



(花菜:小学6年修学旅行)

(2) 静岡県立三ヶ日青年の家(指定管理者:(株)小学館集英社プロダクション)の事故後の対応

・事故に対する取り組み

この事故は、静岡県立三ヶ日青年の家で発生しました。この施設の運営・管理は、静岡県が指定管理者制度を導入し、選定された(株)小学館集英社プロダクションが行っていました。2010年4月1日に、県直営からこの指定管理者に委託され、わずか2カ月半でこの事故が発生しました。

2013年4月現在まで、静岡県立三ヶ日青年の家では、カッター訓練プログラムを含む海洋活動は中止されたままです。

この指定管理者、(株)小学館集英社プロダクション(略称:小プロ)は、事故直後から、全面的に責任を認め、遺族に対しては何度となく自宅を訪れ謝罪を繰り返しています。その対応は、事実が明らかになるにつれて、安全確保がされてない中この事業を提供し、事故を招いてしまった直接の事業者であれば、当然の姿勢であると思いました。そしてこの事業者がこの事故を受けて、安全管理体制の真摯な取り組みを通じて、生まれ変わろうとしているように感じられ、その努力を今は見守り続けているところです。

(株)小学館集英社プロダクションの初期対応について、
ShoPro公式ウェブサイト <http://www.shopro.co.jp/>より以下に抜粋します。

2010年8月25日

6月18日以降、弊社は静岡県教育委員会「県立青少年教育施設等安全対策委員会」および二つの作業部会に参加し、事故原因の究明と事故再発防止対策に取り組んでおります。また弊社としても事故対策本部を中心に、事故に至る経緯の検証、また再発防止に向けて安全管理体制、運営スタッフ、設備関係の見直し等、運営マニュアルの再整備をすすめております。

① 事故対策本部の設置

事故発生直後の様々な課題へ対応するため、発生当日に「緊急事故対策本部」を開設し、事故状況の把握、関係各所との調整にあたりました。7月より更に継続的な対応として、他部署を含めた常設の「三ヶ日事故対策本部」を設置し、静岡県教育委員会とともに事故にいたるまでの経緯の確認や、被害にあわれた方々へのケア等、あらゆる要請・ご要望に、でき得る限り誠実な対応を心がけております。また、カッターボート指導の日本における第一人者をアドバイザーに迎え、事故の検証と安全対策における積極的な助言をお願いし、今後の指導・運営マニュアル整備に最大限生かしてまいります。

② 安全対策委員会の設置

弊社が手掛ける全事業の安全性の見直しをするため、「安全対策委員会」をただちに設置し、運営マニュアルにおける安全対策の再検討再構築に取り組んでいます。今後は、内部監査によるチェックも行い、より普遍的な安全性を追求していく所存です。

③ 「償いの日」の制定

弊社は、今回の事故を重く受け止め、尊い命を事故によって亡くしてしまったことへの反省、そして二度とこのような過ちを起こさないために、安全への誓いと哀悼の意を込めて、6月18日を「償いの日」と決めました。社員一同、この悲痛な出来事を決して風化させることのないよう心に刻み、真摯に事業に取り組んでまいります。

・運輸安全委員会の指摘

この事故について、国土交通省の運輸安全委員会は2012年1月27日に「船舶事故調査報告書」を発表しました。この報告書では、悪天候の訓練中止基準が整っておらず、ボートが傾いた状態でえい航されたことが転覆原因としています。ボートは、体重の片寄や雨水の重みで左に傾いたまま風上に向けてえい航されたためさらに傾き、波しぶきが入り、生徒らの姿勢が崩れ、転覆した可能性が高いと結論付けました。当時の青年の家の所長がえい航していました。

運輸安全委員会では、この事故調査の結果を踏まえ、(株)小学館集英社プロダクション及び静岡県教育委員会に対し、安全を確保するため、自治体への適応は初めてとなる勧告を出しました。

そして、2013年2月20日、(株)小学館集英社プロダクションと静岡県教育委員会から、勧告に基づく措置の完了報告書が提出されたことを発表しました。

詳細は、運輸安全委員会公式ウェブサイト <http://www.mlit.go.jp/jtsb/kankokuiken-as.png> に掲載されている通りです。(株)小学館集英社プロダクションの事故後の主な取り組みについては、上記同様、ShoPro 公式ウェブサイト http://www.shopro.co.jp/info/mikkabi_index.html に掲載されています。



(3) 静岡県および静岡県教育委員会の事故後の対応

・明らかにされた事実と県教委のコメント

後述に記している事故後の各新聞報道にもあるように、事実関係の調査を進める中で、静岡県教育委員会のずさんな安全管理体制や危機管理体制が明らかとなりました。また2010年7月の静岡県議会常任委員会で、三ケ日青年の家は他の施設に比べて危機管理面が不十分な点や、静岡県教育委員会から指定管理者への引き継ぎが不十分な点、指定管理者に対する管理責任について等、指摘を受けています。また、2012年1月27日に公表された運輸安全委員会の「船舶事故調査報告書」では、施設の安全マニュアルには、静岡県直営だった時代から、事故を想定した救助態勢や「注意報」レベルの悪天候の対応など、細かい中止基準はありませんでした。また、えい航のマニュアルや訓練もないまま、2010年4月に、静岡県教育委員会から管理運営の方法が、(株)小学館集英社プロダクションに引き継がれた点などを指摘しています。

これらを受け、静岡県教育委員会は、次のようなコメントを教育長名で掲載しています。

(静岡県公式ウェブサイト、教育委員会教育長のページより)

このたび、静岡県立三ケ日青年の家においてカッターボート訓練中の事故により尊い命が失われたことは、施設を所管する静岡県教育委員会として責任を痛感しているところです。改めまして故人の御冥福を心よりお祈り申し上げますとともに、ご遺族の皆様には深くお詫び申し上げます。また、今回事故に巻き込まれた生徒の皆さん、そのご家族、学校関係者、関係各所の方々に深くお詫び申し上げる次第です。今後、施設の運営を委託している指定管理者と事故原因の把握を行い、このような事故が二度と発生することのないよう、三ケ日青年の家を含めた青少年施設等の安全管理を徹底してまいります。

静岡県教育委員会
安倍 徹

また先に、2010年9月30日付で静岡県教育委員会より、「静岡県立三ケ日青年の家カッターボート転覆事故調査報告書」を公表しています。その1ページ目には次のように記載されています。

静岡県立三ケ日青年の家では、昭和49年からカッター訓練を取り入れ、三ケ日青年の家のメインプログラムとして、利用者の方々から高いご支持をいただいております。平成22年4月からは、指定管理者による運営となりましたが、これまでどおりカッター訓練を実施してまいりました。

そのような状況下、平成22年6月18日豊橋市立章南中学校1年生のカッター訓練におきまして、えい航中のカッターボートが転覆するという事故が起きてしまいました。この事故では、西野花菜さんの尊い命が失われてしまったこと、また多くの生徒の皆様には辛く悲しい思いをさせたことは、痛恨の極みであり、西野さん御本人及び家族の皆様はもとより、多くの生徒の皆様や御家族に対しまして、深くお詫び申し上げますとともに、亡くなられた西野花菜さんの御冥福を心よりお祈り

申し上げます。

静岡県教育委員会では、6月28日に青少年教育施設等安全対策委員会を設置し、今回の事故に関し、関係者から可能な限り背景や事実関係の聴き取り等を行い、事故発生の要因や今後の対応についてとりまとめたので報告します。

青少年教育施設は、子どもや若者たちが自然体験活動をとおして、自然を理解し、自然や人に対する慈しみの心を養うばかりでなく、自主性や社会性、協調性を身に付けさせる場でありながら、このような痛ましい事故を招いてしまいました。

次代を担う青少年の尊い命が失われたという重大な結果を真摯に受け止め、二度とこのような事故を起こさないよう強い決意を持って安全の確保に万全を期してまいります。今後は、実効性の高い安全対策マニュアルの整備と実践的な救助訓練実施などの改善を通じて、常に生命の安全を第一とする運営に取り組んでいくことをお誓い申し上げます。

平成22年9月30日静岡県教育委員会教育長

安倍 徹

静岡県が、適正な安全管理をしていれば、事故を未然に防ぐことができたはずで、花菜のいのちは救えたはずです。このような結果を招いたことについて、許されるものではありませんし、組織に対して怒りを持っています。しかし、事故発生以来、静岡県知事のリーダーシップの下、県教委、指定管理者、消防、マリナー関係、地元住民などと共に、報道に情報を開示しながら、再発防止に取り組んでいる姿勢が伝わっています。また、私たち遺族に対しても、誠実な対応を最優先に心がけていると感じているところです。

私たちは、そんな静岡県側の姿勢を見守り、信じるしかありません。



2010年から毎年クリスマスの頃になると、「菜の花キャンドル」のイベントを三ヶ日青年の家では開催しています。参加者全員が失われたいのちの重さを心に刻んでいます。2012年の12月は花菜が吹奏楽部で担当していたホルンを形取り、夜空に浮かび上がらせました(左写真)。

私(友章)は2年目から参加するようになりました。妻の光美はまだ、花菜がいのちを奪われた現場を訪れることはできません。

2011年6月26日(日)三ヶ日青年の家で、慰霊式「光奏でる友と～いのちと安全のつどい」が開かれました。その日、西野花菜さんをイメージしたブロンズ像(写真)が三ヶ日青年の家1回ロビーに設置されました。三ヶ日青年の家檀野清司所長(当時)が「多くの夢がつまった人生を途中で奪い、同級生にも怖い思いをさせて申し訳ありませんでした。絶対に事故を起こさないよう安全対策をします。花菜さん、見守っててください」と誓いました。(小プロホームページより)



(ブロンズ像：三ヶ日青年の家)

・静岡側に関する事故後の新聞報道

下記は、三ケ日青年の家および静岡県教育委員会の事故後の対応に関する新聞報道を参考にしました。



花菜さんの冥福祈る

三ケ日青年の家

所員、慰霊式や訓練

【2011年6月19日中日新聞静岡版参照】

浜名湖のボート転覆事故から1年の2011年6月18日、浜松市北区の静岡県立三ケ日青年の家で、所員による安全訓練や、亡くなった花菜の慰霊式がありました。

訓練は、中学生がウオークラリーをしている時に雷が鳴り始め、中止になったと想定しました。所員約10人が参加しました。校長や引率者、所長役に分かれ、電話で連絡を取りながら、一時避難所への避難や、青年の家に戻る手順を確認しました。

訓練後、所員から「実際に中止となれば、すぐに所員が一時避難所に向かうべきだ」などと意見が上がりました。訓練に先立って行われた慰霊式では、所員らが花を手向けて花菜の冥福を祈りました。所長は「改めて花菜さんのことを思った。二度と起こらないように、事故と向き合う」と語りました。



手引書の実効性検証

【2011年10月13日中日新聞静岡参照】

青年の家 浜松市消防局

浜名湖で救助訓練

浜松市北区三ケ日町の浜名湖で2010年6月、宿泊研修施設「県立三ケ日青年の家」の手こぎボートが転覆し、西野花菜(当時12)が亡くなった事故を受け、同施設は12日に市消防局などと初めて実施した合同訓練で、見直し中の安全対策マニュアルの実効性を検証しました。

「出航について 意見はありますか」「万一転覆したら、落ち着かせ、つかめるものにつかまって」。荒天の湖へ出航して転覆した事故を教訓にした改善策の一つは、出航直前の協議。施設側と利用者側があらためて出航の是非



を話し合い、転覆時の対応を確認することにしました。

訓練ではこのほか、ボート訓練で常に監視艇を伴走させたり、乗船者全員に確認用の腕輪を付けさせたりするなど、新たな試みも実践。静岡県教育委員会は、運輸安全委員会が年内にも公表するとみられる事故調査報告書を参考に手引書を仕上げ、ボートなど湖上活動の再開に向けた具体的な検討に入る方針です。



現場任せの対応批判

県教委管理ずさん

運輸安全委 調査報告書

中止基準も不明確

【2012年1月27日静岡新聞参照】

運輸安全委員会が27日、県教委の安全管理責任者に言及した浜名湖のボート転覆事故の調査報告書をまとめました。明確な中止基準などを定めないまま、静岡県直営時代の指導マニュアルの踏襲を容認した静岡県教育委員会に対し、「現場任せ」とも取れる対応を鋭く批判する内容となっています。

報告書は、不明確な中止基準などボート訓練の危機管理体制のずさんさを随所で指摘しました。その上で、県教委について「具体的な安全対策を把握してなかった」と述べ、こうした対応が事故につながったと結論付けました。

県直営時代に口頭で受け継がれてきた風速に関する中止基準が、指定管理者に誤って受け継がれていたことにも触れ、報告書には「危機管理技術の正確な継承には、施設を設置する自治体の厳しいチェックが不可欠」との考えが強くにじみます。安全委幹部は「同様の施設を持つ全国の自治体は、今回の勧告内容を大いに参考にしてほしい」としています。

訓練用の手こぎボートは計4隻で出航しました。報告書によると、このうち転覆したボートは左側へ引っ張られるような形になってえい航されたため左に傾き、左舷側に雨水が滞留。生徒も左に集中したため、さらに湖水が侵入し、最終的に大量の水がたまりました。

転覆ボートを含む2隻には施設の指導員は乗らず、乗船していた中学校の引率者には水の排水やえい航時の舵の使い方も指導されませんでした。



「豊橋市にも勧告を」

運輸安全委員会の事故調査報告について、私は「豊橋市にも勧告してほしかった」などと思いを語りました。

一問一答は次の通りです。

一 県教委と指定管理者に勧告が出た。

「具体的な報告内容で、安全管理のずさんさを改めて感じた。怒りは今もあるが、両者とも再発防止策の検討や私たちのケアをしてくれていて、謝罪の気持ちを示してくれている。今後もしっかりやってほしい」

一 学校や豊橋市に対して責任は言及されなかった。

「静岡県、青年の家、学校の3者に責任があると思う。学校での活動中の事故。先生が管理するのは当たり前で、『専門家が大丈夫と言ったからしょうがない』と、責任追及しないのは納得できない。再発防止の意味でも豊橋市に勧告があつてほしかった」



「勧告生かし安全対策」

県教委、マニュアルに

【2012年1月28日中日新聞静岡版参照】

浜名湖のボート転覆事故に関する運輸安全委員会の調査報告を受け、安全対策の不備を指摘された静岡県教育委員会社会教育課の担当者は27日、「報告書の分析や勧告を作成中の安全対策マニュアルに取り込み、安全第一の仕組みを作りたい」と説明しました。

同課によりますと、一昨年秋から安全対策のマニュアルに着手しています。あいまいとされた従来の基準に替えて、風速や雨量などの数値で明確に訓練中止などを判断できるようにする方針です。教員や生徒だけが乗る「自主艇」は廃止し、必ず三ケ日青年の家スタッフも同乗させるといいます。

利用者に安全への意識を高めてもらうため、利用者ガイドも作成中です。社会活動で訪れる学校の教員にも、安全対策を共有してもらう狙いがあります。

県教委には青年の家でのボート訓練再開を望む声も届いているものの、再開の時期は決めていません。担当者は「まずしっかりとしたマニュアルを作り、訓練や研修で実効性を確かめてから、再開を考える」と話しています。指定管理者の再選定についても、マニュアルの策定後に検討するとしています。



「引き継ぎ重視した」

施設所長、対策不備指摘に

静岡県立三ヶ日青年の家の所長は27日、報告書の公表を受けて、安全対策マニュアルの不備が指摘された点について「(県直営時代)カッター訓練のプログラムは利用者から高い評価を受けていた。まずはそれをきちんと引き継ぐことを考えていた」と述べました。

事故原因については「一番は私のえい航方法」と話し、えい航時に船内に溜まった水の排出とかじ取りを指示しなかったことについて「知識はあったがゆとりがなかった」と説明しています。一方で「必要な指示を出すには訓練が必要だと思う」と振り返りました。

えい航中に左傾斜が増してボートが転覆したとの報告書には、「左に傾いたとの認識はなかった。ただ前後左右に大きく揺れていたのが不安にはなった。船内の様子など再度状況を確認すべきだったかもしれない」と話しました。

「再発防止図る」指定管理者

指定管理者の(株)小学館集英社プロダクション(東京)は、「あらためて事故原因を検証した上で、二度と事故を起こさないように、再発防止策やマニュアルの作成に静岡県教委と協力して取り組む」(広報課)と答えました。

同社の指定管理期間は2012年度末で満了となりますが、13年度以降も青年の家の管理運営を続ける意向があるかどうかについては、「回答を控えたい」と述べました。

安全委調査報告

救助法にも言及

事故調査報告書は、救助方法にも触れ、浜松市消防局の水難救助隊が船に残った生徒らの人数を正確に報告していれば、早い段階で花菜の行方不明に気づいた可能性があるとした。

市消防局は転覆事故後、▽警察との情報共有、▽隊員同士の情報伝達の徹底一などの対策を取っています。報告書によると、水難救助隊は救助中、無線で「残り7人」と連絡。実際は隊員1人を含んだ数で「要救助者7人」と誤って伝わりました。そのため県警から不明者の情報を得ていましたが、一度不明者はいないと判断してしまいました。

報告書公表を受け、同局警防課の担当者は、「より具体的に伝えればよかった」と振り返りました。昨年8月の天竜川下り船転覆事故では、正確な乗船名簿がない中、安否確認や不明者の捜索で県警と協力することが出来たといいます。

一方、報告書は初動で機動性の高い水上バイクを準備し、スキューバーを装備させて出動させていけば、より早く不明者を発見できた可能性があるとも指摘しました。

同局は「水上バイクでは大人数を運ぶことができない。目の前にいる人たちの救助を優先させるためゴムボートを出した」と説明しています。判断について「現場の責任者は最良の判断をしたと考えている。ただ指摘されたことは真摯に受け止めたい」と話しました。

第1章…転覆事故の概要

2012年7月17日～18日の1泊2日の日程で静岡県議会文教警察委員会の県内視察が実施され、三ヶ日青年の家を視察したことが報告されています。(右写真:インターネットより)

2年以上が過ぎても、転覆事故を議員活動に活かしていこうとする議員がいることに心が癒されます。私たち遺族の思いを受け止めた教育行政が執行されるよう、行政を監視していただきたいと願います。



(花菜の御霊に献花する静岡県会議ら)

(4)海難審判で明らかになったこと

・学校側にも転覆原因

2012年8月30日に横浜地方海難審判所にて、第1回海難審判が行われました

海難審判は、海難審判法に基づいています。この法律の第一条に、『職務上の故意又は過失によって海難を発生させた海技士若しくは小型船舶操縦士又は水先人に対する懲戒を行うため、国土交通省に設置する海難審判所における審判の手続きを定め、もつて海難の発生の防止に寄与することを目的とする』と書かれています。



(写真:横浜地方海難審判所)

本件のカッターボート転覆事故においても、海難審判の対象となりました。受審人は、転覆したカッターボートをえい航していた当時の三ヶ日青年の家の所長です。海難審判では、この前所長の適正な懲戒理由を明らかにしていきます。

受審人の補佐人によると、カッターボートというのは構造上、90度傾いても、そのまま横になった状態で垂直になったまま浮いているとのこと。つまり、それをひっくり返す別の力が加わらない限り転覆には至らないのです。

ではなぜ、転覆したC艇はえい航されている時に突如右に船首を変えて転覆したのでしょうか。

その第1回目の審判で、施設側の受審人の補佐人は、先に公表された運輸安全委員会の報告内容とは違った見解を示しました。また、カッターボートの転覆原因は、乗船して舵を託されていた教諭にもあることを主張しました。

補佐人によると、舵取りは転覆を左右する重要なポイントだとしています。インストラクターが乗船していないC艇の舵取りは、教諭が行っていました。この教諭はティラーの右側に座っていました。えい航中は、カッターボートは左右に揺れます。そして転覆直前は、雨水やしぶきにより左傾斜が増大され維持していました。そうすると乗員の姿勢は左におのずと徐々にずれます。姿勢が左にずれるという事は、ティラーを体で押し出します。ティラーを押し出す、つまりティラーを左に切る。これは舵を右に切ることです。それによりC艇は突如右に向いてしまったのではないかと考えられます。5分間えい航されたカッターボートが転覆直前に右回走して転覆していったと

いう事を説明するのはこれがもっとも合理的ではないかと、この2年間考えていたという事です。

つまり、転覆原因は、左傾斜状態のところ、教諭の無意識な舵取りにより右回頭が発生し、その状態で引っ張られたために左に大きく傾き、舷端が沈没し、乗員が完全に崩れ、オールが着水し、オールが折れ転覆に至ったものと考えられます。これを検証するため、転覆したC艇の舵取り担当の教諭の証人尋問を要請しています。

また補佐人は、救助の場面で、行方不明者情報が大変錯綜したその原因は、教諭が現場で生徒の点呼をしないまま先に陸にもどっていることに発端していると、指摘しています。生徒の顔が分かるは先生だけです。行方不明の生徒がいるかどうか分かるのは先生だけなのだ、という理由から主張しました。

しかも、この教諭は証人尋問の結果、救助された後の行動に大きな疑問が残りました。

また補佐人は、天候判断についても指摘しています。荒天時の実施中止判断は、三ケ日青年の家の内部規定では、所員が行うと定めていますが、学校が判断しなくてよいという事まで意味していません。学校は施設を利用する場合であっても、自ら安全な野外活動を確保するために自らの判断により天候判断を行い、中止するか否かを検討することは、子どもを預かる学校としての責務であるはずだ、と主張しました。

・海難審判に関する新聞記事

下記は、第1回海難審判に関する新聞記事を参考にしました。



舵操作あった可能性

海難審判前所長側 安全委と違う見解

【2012年8月31日中日新聞静岡版参照】

浜松市北区の浜名湖で2010年、静岡県立の研修施設「三ケ日青年の家」の手こぎボートが転覆し、研修中の女子中学生が死亡した事故で、檀野清司前所長を受審人として30日、横浜地方審判所で開かれた第一回審判。前所長側は、えい航されたボートの舵が切れて、船首が右を向いて引っ張られたことで転覆したと説明し、国の運輸安全委員会の事故報告書と異なる見解を示しました。

運輸安全委は、ボートが当初左に傾斜した状態でえい航され、湖水の流入が増大。生徒らが左に片寄り傾斜が増すなどして転覆したとの報告書を公表しています。

前所長側の補佐人は陳述で、実験結果などから船体が90度傾いても垂直のまま止まると説明しました。その上で「湖水が流入し、左に傾いたことで舵の右側に座っていた教諭の体が、左に押し出されると同時に、舵に添えていた手も無意識に(右回頭を誘導する)左に押し



ていた」と舵操作が加わった可能性を指摘しました。

審判後、同施設の指定管理者の(株)小学館集英社プロダクション(東京都)のK執行役員は事故報告書について「疑問があった。間違った結論での安全対策は成り立たない」と述べました。

私は審判を傍聴し「(舵操作が)無意識であるにせよ、それがなければ娘が死ななかつたかもしれないと思うと残念で悔しい。再発防止のために明らかにしてほしい」と話しました。



浜名湖転覆事故

施設側、海難審判で 「教諭にも原因」

【2012年8月31日朝日新聞参照】

浜松市の浜名湖で2010年、豊橋市立章南中学校の1年生らが乗った手こぎボートが転覆し、西野花菜(当時12)が水死した事故で、ボートをえい航したモーターボートを操作していた「静岡県立三ヶ日青年の家」の前所長に対する海難審判が30日、横浜海難審判所で始まりました。

刑事裁判の検察官に当たる理事官は、風雨が強まってボート内に水がたまり、船体が左に傾いたと指摘しました。前所長が、ボートの舵を取っていた男性教諭に適切な指示を怠り、教諭が漫然と舵を操作したため、さらに船内に水が入り込み、転覆したと主張し、前所長は大筋で認めました。

前所長側は、浜名湖での実験結果などを証拠として提出。

「転覆直前に船首が右に傾いたのは、ボートが左に傾いた際に舵を取っていた教諭が(舵を左に切るように)無意識にて押し出したため」として、教諭の舵操作にも原因があると指摘しました。そのうえで「学校側は専門の業者や施設を利用した場合でも、自らの判断と責任で安全を確保すべき」と主張しました。

私は「学校も転覆原因に大きく関わっている。娘が死んだ原因を掘り下げることが重要だ」と話しました。



2012年9月26日、第2回目の海難審判が行われました。この日、証人尋問としてC艇に乗船し、舵取りを担当していた教諭が証人尋問として、証言台に立ちました。

この日行われた海難審判は、刑事裁判の検察官にあたる理事官が、小型船舶操縦士の業務停止1カ月の懲戒処分を求め結審しました。業務停止1カ月は法定期間として最短で、理事官は、学校側にも転覆原因があることを認め、受審人の過失の程度が軽いと判断したとみられます。受審人の補佐人弁護士は、最終意見陳述で、前所長の過失を全面的に認めた上で、学校側も出航の判断基準や舵取りで注意義務を怠ったとして、「学校や教諭の過失も相まって事故は起きた」と強調しました。

下記は、第2回海難審判に関する新聞記事を参考にしました。



「かじの手離した」 元教諭が証言覆す 浜名湖転覆の海難審判

【2012年9月27日朝日新聞参照】

浜松市の浜名湖で2010年、愛知県豊橋市立章南中学校の1年生らが乗った手こぎボートが転覆し、西野花菜（当時12）が水死した事故で、ボートをえい航してモーターボートを操作していた「静岡県三ヶ日青年の家」の前所長に対する2回目の海難審判が26日、横浜地方海難審判所でありました。

前回、前所長側から「舵操作にも転覆の原因がある」と指摘された元教諭の男性が証人として出廷しました。しかし、転覆時の状況について「舵から手を離し、両手で船にかまっていた」と答えていた国土交通省の運輸安全委員会の調査と異なる証言をしました。

食い違いについて、前所長側と審判官から質問されると、元教諭は「言っていることが違うのは（自分でも）理解できない。運輸安全委の方が正しいかも」などと述べました。

前所長側は前回、転覆の原因について、「手こぎボートが左に傾いた際に舵を取っていた元教諭が（舵を左に切るように）無意識に手を押し出したため」として、元教諭にも原因があると指摘しました。

私は「自分の過失を隠そうと事実をコントロールしているとしたか思えない。何で重要なことを忘れるのか」と憤りました。



・2回の審判を傍聴して

ぼんやりした花菜の死の原因が水面下から浮かび上がってきたような、ようやく花菜の死の真相に近づいたような気がしました。海難審判の2回の傍聴からそんな気持ちになっていました。

審判はまるで、どうやって花菜が死んでいったのか（遺族にとっては殺されていったのか）を知らしめる実に残酷なものですが、親としてまっすぐ前を向いて受け止めようと思い傍聴しました。

2回目の審判で証人となったK元章南中学教諭への、前所長の補佐人早川弁護士の尋問は、これまでなぜ花菜が死ななければならなかったのか、つまり見つけれられるまでに2時間半もの時間を要したのか？の核心に迫りました。

1つに、朝日新聞にも報じられていましたが、1回目の審判で、右旋回してお椀がひっくり返るよう

第1章…転覆事故の概要

に転覆したのは、左に傾く自主艇(花菜が乗っていた)の舵を漫然と舵取りしていたK元教諭が押したのではないか、そうでなくてはこんな転覆は考えられない、と前所長側は指摘していました。

ところが今回証人のK元教諭は、「船首は右ではなく左に旋回していた」と自分のこれまでの供述調書内容を覆したのです。舵に手を添えていた供述も、「添えていなかった」と変えたのです。このK元教諭は、第1回の審判の報道を読んで自分の責任を逃れようと、証言を変えているのではないかと補佐人が指摘しました。これに対してK元教諭からはなにも反論がありませんでした。

2つ目に、救助後について、「あなたともう1人の教諭2人と、8人の生徒が救助されたとき、残り10人の生徒がどうなっていたか確認したのか」の尋問に、「6人が湖面に浮いており4人がボートの下にいた」と証言しました。この証言に対し、「もし、あなたがそのように確認されていたのなら、当然救助に向かう消防隊らも潜水用具を持って4人を救助にむかったはずだ。あなたが確認せず、また救助の要請をしなかったから、花菜さんを救助隊は探し出せなかったのではないのか！点呼せずあなたは岸に上ったのではないのか？」と補佐人早川弁護士も、K元教諭の保身極まる証言に怒りを隠せないように尋問されました。

岸に上った後も救助隊に連絡していないことが、救助の遅れにつながったことは、傍聴する誰もが判断できました。

3つ目に、K元教諭はえい航されながら段々艇が傾いていく中で、えい航する前所長に大声を出して、危険を知らせることもできたはずです。首に下げたトランシーバーは何のためにあるのでしょうか。なにも役立てようとはせず、ただ転覆時に「やばい、やばい」と叫んでいたという証言もありました。

K元教諭は教諭になってはならない人と思いました。また、補佐人の「事故後から今日まで章南中学校で、この事故についてどんな反省等の話し合いをしたのか」の質問に、K元教諭からは、なにも示されませんでした。この学校は自分たちの立場を理解できず、何も反省していないのではないかと不安になりました。また補佐人も、「私共が悪いことは百も承知で・・・」といいながら、涙を浮かべて学校の責任を指摘し最後の供述を行いました。

花菜が亡くなった真相によりやく一筋の光が当たった思いがしました。ようやく真相の扉を開けられたように感じました。花菜が導いてくれたのだらうと思いました。

裁決は、2013年3月26日、横浜地方海難審判所で、受審人の前所長の業務2カ月停止の行政処分が言い渡されました。裁決理由では、事故の直接原因だけに言及し、間接的な責任には触れませんでした。しかし、この2回の海難審判で行われた補佐人の尋問と、それに応じたK元教諭の証言について、多くの方に知ってもらうため、記録に留めなければならないと思いました。